

<第2部 第3期愛知県特別支援教育推進計画の具体的な展開>

第1章 連続性のある多様な学びの場における支援・指導の充実

インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える支援・指導が提供できるよう、多様で柔軟なしくみの整備が重要です。そこで、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備が必要となります。

また、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が、どの学校種においても適切な支援・指導を受けることができるよう、切れ目のない支援体制を充実することが必要です。

I 連続性のある多様な学びの場における支援・指導の充実

I 校（園）内支援体制の充実

これまでの取組

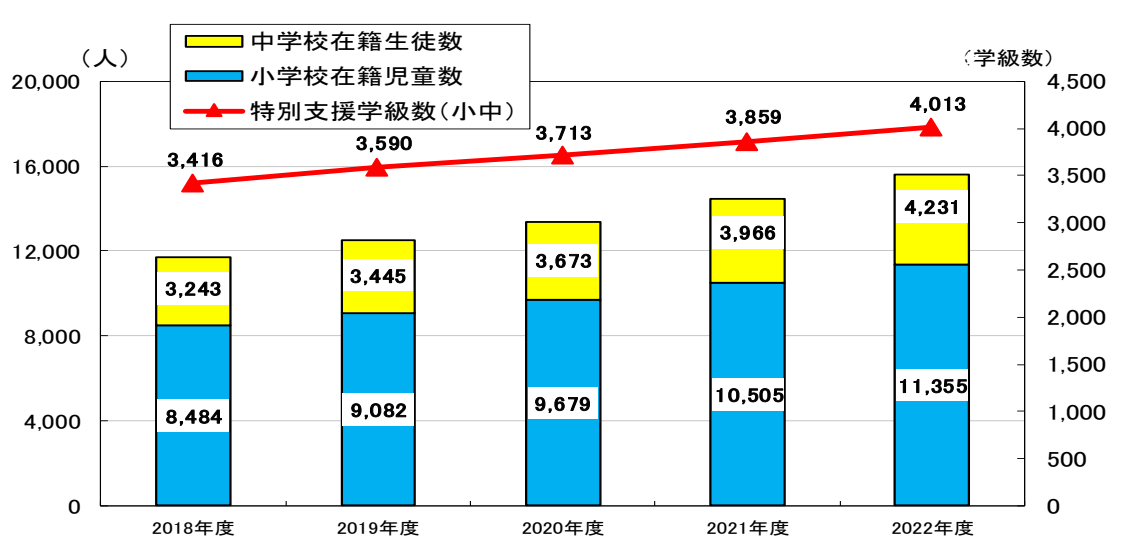
近年、特別な支援を必要とする幼児児童生徒数は増加傾向にあり、その対応が喫緊の課題となっています。

小中学校における特別支援学級数が増加する中で、特に自閉症・情緒障害学級の比率が高くなっています。また、通常の学級には、知的発達に遅れのない発達障害等のある児童生徒が在籍しており、個別の対応が必要な場合も多く、それに伴って通級指導教室数も増加しています。

<特別支援学級 学級数・在籍児童生徒数の推移>

(特別支援学級設置状況等調査)

※名古屋市を含む、私立を除く



<特別支援学級 障害種別児童生徒>

(単位:上段 人、下段 %)

| 障害種 | 知的障害 | 肢体不自由 | 病弱 身体虚弱 | 弱視 | 難聴 | 言語障害 | 自閉症・ 情緒障害 |
|--------|---------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|---------------|
| 2022年度 | 7,053 45.2 | 398 2.6 | 265 1.7 | 41 0.3 | 91 0.6 | 70 0.4 | 7,668 49.2 |

(愛知県教育委員会調査)

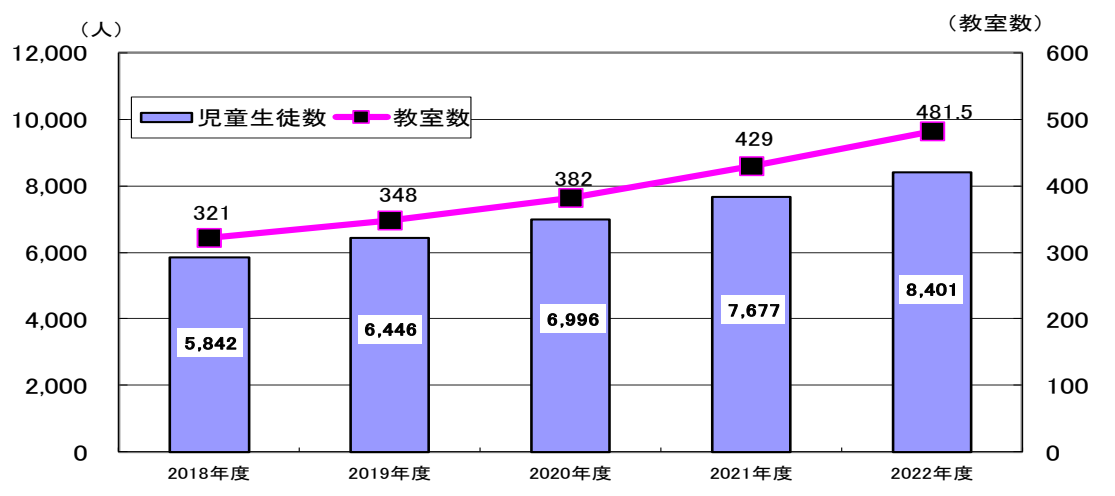
※名古屋市を含む、私立を除く

<通常の学級に在籍し、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合> (文部科学省調査)

| | 2012年の調査 | 2022年の調査 |
|------|----------|----------|
| 小中学校 | 6.5% | 8.8% |
| 高等学校 | (調査なし) | 2.2% |

※高等学校は、公立の全日制又は定時制に在籍する生徒対象

<小中学校の通級指導教室 教室数・在籍児童生徒数の推移> (通級指導教室設置状況等調査)
※名古屋市を含む、私立を除く



校（園）内支援体制の充実のためには、管理職や特別支援教育コーディネーター¹が果たす役割が重要であるため、管理職や特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を毎年度実施し、専門性の向上を図っています。

また、特別支援教育コーディネーターを中心に、個別の教育支援計画等を活用して、スクールカウンセラー²・スクールソーシャルワーカー³及び医療、福祉などの関係機関との連携強化に努めるなど、専門家とのつながりを意識した校（園）内支援体制の充実を図っています。

¹ 特別支援教育コーディネーター：特別支援教育推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連携・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。

² スクールカウンセラー：児童生徒の心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称。公認心理師の他、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士、一般社団法人日本学校教育相談学会が認定する学校カウンセラー、日本教育心理学会が認定する学校心理士、精神科医などがある。

³ スクールソーシャルワーカー：児童生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童生徒の社会環境を構成する家族や友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。社会福祉士や精神保健福祉士などが就くことが多い。（専門資格はなく、教職や福祉の経験者になる場合もある。）子供やその家庭に働きかけるだけでなく、医療機関や児童相談所、福祉事務所、警察等と連携して問題を解決に導く点に特徴がある。（スクールカウンセラーは、心理学的なカウンセリングによって問題解決を図るものであり、スクールソーシャルワーカーとは児童生徒への支援のアプローチが大きく異なっている。）

課題

- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画のさらなる活用を図るとともに、校（園）内の教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携等、これまで整備された校（園）内支援体制を有効に活用することで、幼児児童生徒の支援・指導をさらに充実させることが重要です。

推進方策

校（園）内研修の推進や保護者に対する理解啓発、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関との連携など、それぞれの幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校の実情に合わせた校（園）内支援体制のさらなる充実に努めます。

- * 一人の幼児児童生徒を組織的に支援・指導できるよう、校（園）内研修の実施やケース会議の開催等、特別支援教育コーディネーターを中心とした校（園）内支援体制の効果的な活用をさらに進めます。
- * 管理職や特別支援教育コーディネーターを中心として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携を密にし、地域における特別支援教育の体制整備を進めます。
- * 幼稚園・保育所等、小中学校においては、複数の教員を特別支援教育コーディネーターに指名することによる校（園）内支援体制作りを推進するとともに、校（園）内支援体制作りのノウハウの継承や教員の資質の維持・向上に努めます。
- * 愛知県教育委員会が発行する「小・中学校における特別支援教育校内支援体制作りガイドブック」を改訂し、各研修会等を通じてその内容の理解を深めるとともに、特別支援学級等設置校の学校訪問等において校内支援体制の実情を把握し、効果的な運用についての指導・助言を行います。

2 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への支援・指導の充実

(合理的配慮の提供を含む)

これまでの取組

市町村教育委員会では、特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援教育に関する指導・助言を得たり、特別支援教育推進モデル事業等を実施し、その成果や課題を生かしたりして、特別な支援を必要とする幼児児童生徒への支援・指導が充実するよう努めています。

また、「トライアングル」プロジェクト⁴の報告を踏まえ、市町村の特別支援教育連携協議会等において、教育、医療、福祉、保健、労働等の関係機関が連携して、一貫した支援・指導を行うよう努めています。

愛知県教育委員会では、小中学校に対しては教育事務所や市町村の特別支援教育担当指導主事の会議等をはじめ、各研修、学校訪問等において、県立高等学校に対しては地区別特別支援教育コーディネーター研修会等において、特別な支援を必要とする児童生徒に対する合理的配慮に関する理解を深めるよう呼びかけています。

また、半田市（2019・2020年度）と小牧市（2021・2022年度）の中学校と県立高等学校をモデル研究校として、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒の支援・指導の充実等について研究を行いました。

課題

- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に応じて、支援・指導の内容や方法の工夫を組織的かつ計画的に行うために、全ての教員が合理的配慮等に関する共通理解を持つとともに、教員間の連携に努めることが重要です。
- 特別支援教育推進モデル事業の取組を生かし、継続して中高連携の研究と実践に取り組むことが重要です。
- 合理的配慮については、合意形成を図った上で決定し、提供することができるよう、本人・保護者を含めた全ての関係者の理解をさらに深めることが必要です。
- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒に一貫した支援・指導を行うため、教育、医療、福祉、保健、労働等の関係機関のネットワークの強化が必要です。

⁴ 「トライアングル」プロジェクト：支援が必要な障害児及びその保護者が、地域で切れ目のなく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討するため、文部科学省と厚生労働省が2017年12月に発足させたプロジェクト。

推進方策

(1) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導に取り組みます。

- * 全ての教員が、幼児児童生徒一人一人に応じて、合理的配慮を含む必要な支援・指導の内容を検討することができるよう、各種研修等を通して指導・助言を行います。
- * 特別の教育課程を編成する際、個別の教育支援計画を活用して、障害の状態等を踏まえた教育課程が編成されるよう、各種研修等を通して指導・助言を行います。
- * 特別支援教育推進モデル事業「中高連携特別支援教育推進校研究」における半田市と小牧市の中高連携の研究成果を、市町村教育委員会や県立高等学校へ周知し、教員の指導力向上を図ります。
- * 特別な支援を必要とする生徒の中学校卒業後の進路選択に際し、全ての教員が適切な支援・指導が行えるよう、各種研修等を通して働きかけるとともに、県立高等学校入学者選抜における障害等のある志願者に対する受検上の配慮について、一層の周知を図ります。

(2) 学校と家庭、地域、関係機関との連携強化や市町村の特別支援教育連携協議会等の機能の充実のため、愛知県特別支援教育連携協議会で取組などを検討し、市町村教育委員会に提言をします。

(3) 特別な支援を必要とする幼児の教育内容の充実を図る幼稚園・保育所等（私立を含む）を、要請に応じて支援します。

(4) 特別な支援を必要とする児童生徒の学習・生活・進学・就職等をサポートする小中高等学校（私立を含む）を、要請に応じて支援します。

3 個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用及び引継率の向上

これまでの取組

学校では、家庭、地域、医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図り、長期的な視点に立って幼児児童生徒への支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し、活用に努めています。また、各教科等の指導に当たって、個々の幼児児童生徒の実態を的確に把握して個別の指導計画を作成し、活用に努めています。

特に、小中学校の特別支援学級、小中学校及び高等学校の通級指導教室の児童生徒については、2018年8月に学校教育法施行規則が改正され、個別の教育支援計画の作成が義務付けられたことから、現在の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率は、ほぼ100%となっています。

愛知県教育委員会では、特別支援教育課のウェブページに、合理的配慮についても記載できるようにした個別の教育支援計画等の様式を掲載しています。また、毎年1月に市町村教育委員会に向けた依頼文書「個別の教育支援計画等の作成及び高等学校等への引き継ぎについて」を発出し、支援情報の引継ぎの必要性を周知しています。

さらに、半田市（2019・2020年度）と小牧市（2021・2022年度）の中学校と県立高等学校をモデル研究校として、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒の支援情報の引継方法や活用等についての研究を行いました。

こうした取組によって、中学校から高等学校への支援情報の引継件数は、年々増加しています。

<支援情報の引継件数>

(単位:上段 件、下段 %)

| | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|------------|-------------|-------------|---------------|---------------|---------------|
| 公立中学校→高等学校 | 812 44.6 | 988 49.4 | 1,056 65.1 | 1,193 68.6 | 1,528 75.5 |

(愛知県教育委員会調査) ※名古屋市立中学校を除く

課題

- 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率の向上を図り、適切な活用を進める必要があります。
- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の保護者に対し、支援情報の共有や引継ぎの必要性を伝え、計画の作成・活用についての理解を得ることが必要です。
- 特別支援教育推進モデル事業の取組を生かし、継続して中高連携の研究と実践に取り組むことが重要です。

推進方策

(1) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成状況に関する調査を引き続き実施し、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒の計画作成を促進していきます。また、個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな支援・指導を行ううえで重要なツールであることから、それぞれの計画に対する教員の認識をさらに高めるとともに、作成の必要性を保護者に伝え、積極的な参画を促します。

- * 愛知県教育委員会が発行する「小・中学校『個別の教育支援計画』作成ガイドブック」の内容を教員に周知し、個別の教育支援計画の重要性に対する認識を高めるよう働きかけます。
- * 幼児児童生徒の教育的ニーズを的確に把握するためには、保護者の理解と協力が大切になります。愛知県教育委員会が発行する個別の教育支援計画啓発リーフレット「支援がつながる個別の教育支援計画を始めましょう」等を活用し、計画の作成や活用、引継ぎ等に関する保護者の理解を得るとともに、積極的な参画を促します。

(2) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援情報を進学先や就職先へ確実に引き継ぐことができるよう、幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校と関係機関との連携を強化します。また、支援情報の引継ぎに関するリーフレット等を幅広く紹介し、保護者とも連携して切れ目のない支援の充実に努めます。

- * 愛知県教育委員会が発行する特別支援教育啓発リーフレット「一人一人が輝くために」、個別の教育支援計画啓発リーフレット「支援がつながる個別の教育支援計画を始めましょう」等の資料を活用し、保護者の特別支援教育への理解を深め、学校と家庭との連携がより良いものとなるよう、引き続き啓発していきます。



<個別の教育支援計画啓発リーフレット>



<特別支援教育啓発リーフレット>

- * 愛知県特別支援教育連携協議会等の会議において、家庭、地域、医療、福祉、保健等の関係機関との連携の在り方について協議します。また、スムーズな連携のためのツールとして、個別の教育支援計画や個別の指導計画の有効活用を推進します。
 - * 幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校の連携を密にして、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の情報を共有する方法について工夫します。例えば、小学校の特別支援教育コーディネーターが幼稚園・保育所等に出向き、特別な支援を必要とする幼児の様子を観察するなどして、校種間で情報を共有するよう働きかけます。
- (3) 中学校から高等学校への支援情報の円滑な引継ぎを目的とした研究の成果を普及することで、中学校から高等学校への個別の教育支援計画の引継率をさらに向上させます。
- * 特別支援教育推進モデル事業「中高連携特別支援教育推進校研究」における半田市の取組（2019・2020年度）、小牧市の取組（2021・2022年度）の成果の周知・活用に努めることにより、支援を必要とする生徒が切れ目なく支援を受けることができるようにします。
 - * 愛知県教育委員会が発行するリーフレット「未来の扉を開こう」を改訂し、内容の充実を図ります。また、これを活用して、中学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒一人一人の実情に合わせた進路指導を進めるとともに、生徒の進路先に個別の教育支援計画等を引き継ぐよう働きかけます。
 - * 市町村教育委員会、中学校、県立高等学校と連携して、個別の教育支援計画の引継ぎのルール化を図る等、中学校までの支援情報を確実に高等学校へ引き継ぐ体制作りを進めます。**新規**



<特別な支援を必要とする
中学生の進路指導リーフレット>

4 教育的ニーズの変化に応じた学びの場

これまでの取組

愛知県教育支援委員会では、一人一人の幼児児童生徒の教育的ニーズの変化に応じて学びの場の見直しを図られるよう、教育支援の現状と課題について協議しています。その内容を、市町村教育委員会における特別支援教育の担当者に周知することにより、市町村の教育支援委員会等における協議の充実を図っています。

また、市町村の教育支援委員会等において就学後も継続した教育支援を行うことが重要であることから、市町村に毎年度、支援を継続するよう働きかけています。その結果、新学齢児童生徒のうち、就学後に継続支援する児童生徒の割合は徐々に増加してきています。

<市町村の教育支援委員会等において継続支援する新学齢児童生徒の割合> (単位：%)

| | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特別支援学校 | 56.3 | 68.3 | 66.0 | 77.2 | 82.1 |
| 特別支援学級 | 87.4 | 91.8 | 93.3 | 94.9 | 96.6 |

(愛知県教育委員会調査 各年度9月1日現在)

障害のある子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供や、就学後を含む一貫した教育支援の充実が図られるよう、2021年6月に文部科学省から「障害のある子供の教育支援の手引」が発行されました。愛知県教育委員会では、この手引の要点を2023年3月に「教育支援の手引」としてまとめ、周知を図りました。

課題

- 市町村の教育支援委員会等において、特別支援学校に就学した児童生徒への継続的な教育支援を行うよう働きかけるとともに、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒の学びの場の柔軟な見直しについて、引き続き促す必要があります。
- よりインクルーシブで教育的ニーズに柔軟に対応した連続性のある学びの場が求められる中で、市町村において小中学部の特別支援学校を設置する動きが出てきており、その場合の高等部段階の学びを保障していく必要があります。

推進方策

- (1) 「障害のある子供の教育支援の手引」に基づいて、児童生徒の教育的ニーズに応じた学びの場の柔軟な見直しを図られるとともに、就学後も継続した教育支援が行われるよう、市町村教育委員会との連携を深めます。

＊ 市町村教育委員会の特別支援教育推進者を対象とした会議、研修等で、毎年度、「障害のある子供の教育支援の手引」の内容を取り上げ、教育支援に関する理解を深めるとともに、教育的ニーズの変化に応じて学びの場の柔軟な見直しを図るよう促します。

＊ 市町村の教育支援委員会等に関する調査を実施し、市町村教育委員会における継続した教育支援の状況を把握します。その結果をもとに、愛知県教育支援委員会において協議を行い、協議内容を市町村教育委員会に周知します。

(2) 特別支援学校を含めた2校以上の学校を一体的に運営する「インクルーシブな学校運営モデル事業」(文部科学省)⁵の活用を検討します。**新規**

(3) 市町村が小中学部の特別支援学校を今後設置した場合には、小中学校の特別支援学級に在籍する子供を含め、引き続き高等部の段階も生まれ育った地域で学べる方策を検討します。**新規**



「学級活動」の授業場面

⁵ インクルーシブな学校運営モデル事業：障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するモデルを構築し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指して行う実証的な研究。

5 医療的ケアの体制整備の充実

これまでの取組

全ての学校種において、医療的ケアの必要な幼児児童生徒が増加しています。

小中学校においては、看護師の配置等、医療的ケアの必要な児童生徒に対する支援体制を整備するに当たり、市町村教育委員会の要請に応じて愛知県教育委員会から情報提供・助言を行っています。

また、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行に伴い、市町村の特別支援教育推進者を対象として、小中学校における体制整備の推進を目的とした研修を2020年度と2021年度に開催し、法律の周知及び医療的ケアに関する知識の向上を図りました。

高等学校においては、医療的ケアの必要な生徒が入学するに当たって、医療的ケアを行う看護師を配置しました。

特別支援学校においては、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の増加と医療的ケアの内容の複雑化・多様化・高度化が進んでおり、校内で安全・安心な医療的ケアを行うために看護師の増員を図るとともに、人工呼吸器の管理などの高度な医療的ケアにも対応できるよう、専門的な知識や技能をもった看護師を配置しています。

また、これまで行ってきた教員や看護師を対象とした医療的ケアに関する研修に加え、2021年度からは看護師を対象に医療機器の使用方法等の実技を含めた研修も行っています。

<医療的ケアの必要な児童生徒数と看護師数>

(単位：人)

| | | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小中学校 | 児童生徒数 | 49 | 57 | 調査せず | 87 | 121 |
| | 看護師数 | 21 | 25 | | 59 | 60 |
| 高等学校 | 生徒数 | 0 | 0 | | 0 | 1 |
| | 看護師数 | 0 | 0 | | 0 | 2 |
| 特別支援学校 | 幼児児童生徒数 | 336 | 376 | | 397 | 392 |
| | 看護師数 | 77 | 97 | | 112 | 126 |

(文部科学省調査) ※名古屋市を除く

課題

- 小中学校においては、医療的ケアの必要な児童生徒の人数は増加傾向にあり、医療的ケアの内容も多様化しています。そのため、市町村教育委員会における医療的ケアの必要な児童生徒に対する支援体制を支える仕組みづくりが必要です。また、小中学校だけでなく、高等学校についても医療的ケアに関する教員研修を充実させる必要があります。

- 高等学校においては、入学前に医療的ケアの必要な生徒の有無や医療的ケアの内容を把握し、安全・安心な医療的ケアを行うために必要な環境を整備することが重要です。
- 県立特別支援学校においては、教員による医療的ケアは行っていませんが、安全・安心な医療的ケアを行っていくためには、教員と看護師との連携・協働が不可欠であり、教員も医療的ケアに関する最新の知識を学ぶ必要があります。
また、通学や校外学習の際の、看護師による医療的ケアの必要性が高まっています。
- 医療の進歩によって、医療的ケアの内容はより複雑化・多様化・高度化しており、看護師の確保と適正配置、看護師の知識や技能の向上が課題となっています。

推進方策

(1) 小中学校や高等学校を対象とした医療的ケア運営協議会の設置について検討します。

新規

- * 関係課や関係機関と連絡調整を行い、小中学校や高等学校における医療的ケアの在り方等を検討する運営協議会の設置について検討します。

(2) 医療的ケアを実施する学校からの相談や関係者との連絡調整を行う体制及び支援の強化を図ります。新規

- * 学校からの相談や関係者との連絡調整を担い、学校における医療的ケアに関する業務を包括的にコーディネートすることができる、医療的ケアの知識・経験が豊富な人材の活用について検討します。

(3) 医療的ケアの必要な幼児児童生徒に関わる教職員の専門性向上のための研修を充実します。

- * 最新の医療的ケアに関する知識等を学ぶために、担当教員、保健主事、医療的ケアコーディネーター⁶、養護教諭、看護師等を対象とする医療的ケアに関する研修を充実します。
- * 市町村教育委員会の特別支援教育推進者に対して、医療的ケアに関する法律の内容や適切な支援の在り方について、引き続き周知徹底を図ります。

⁶ 医療的ケアコーディネーター：校内における医療的ケアの安全・安心な実施に向けて、保護者や担任、副担任、看護師、養護教諭、管理職等の関係者の連携を推進し、連絡・調整を行う教員。各学校において任命している。

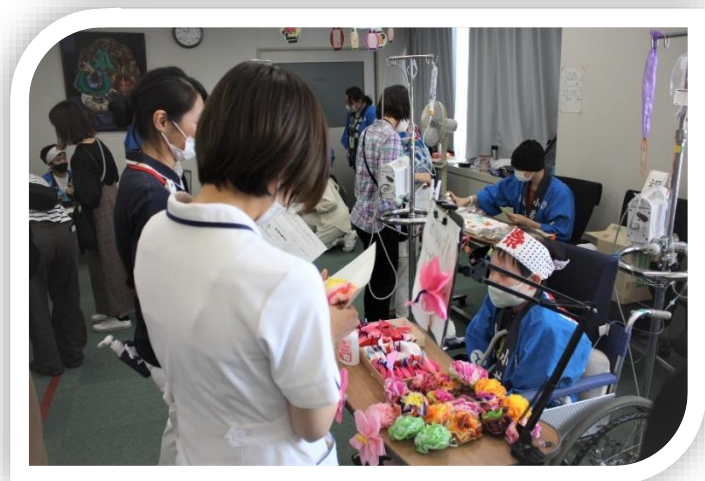
(4) 県立高等学校及び特別支援学校において、看護師による医療的ケア実施体制の充実を図ります。

* 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒数の増加や、ケアの複雑化・多様化・高度化に対応するため、看護師を増員し、適切な医療的ケアが実施できるようにします。

(5) 県立高等学校において、入学直後から円滑に医療的ケアが実施できるよう、看護師の待機場所や医療的ケアルームの設置などの環境整備に努めます。

(6) 県立特別支援学校において、通学や校外学習の際に看護師が付添い、医療的ケアを実施する取組を進めます。**新規**

* 通学や校外学習におけるモデル事業を拡充し、その成果を踏まえて、医療的ケアの必要な幼児児童生徒が在籍する全ての学校で実施できるよう努めます。



施設内学級における授業場面

6 交流及び共同学習の充実と副次的な籍に関する研究の推進

これまでの取組

インクルーシブ教育システムを推進するため、小中学校、高等学校と特別支援学校の学校間における交流及び共同学習により、障害のある子供と障害のない子供の相互理解の促進を図っています。その中で、障害のある子供も障害のない子供も経験を深め、豊かな人間性を育てています。

愛知県教育委員会では、特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の機会拡充を図るために、児童生徒の居住地の小中学校と協力し、2017年度からモデル事業を実施しています。それぞれの障害種での取組の様子や成果と課題を報告書にまとめ、小中学校や特別支援学校に周知を図っています。

<モデル事業>

| 障害種 | 期間 | 研究指定校 | 研究協力校 |
|-------|-----------------|------------------------|-------------------------|
| 肢体不自由 | 2017 ～2020年度 | 豊橋特別支援学校 ひいらぎ特別支援学校 | 豊橋市立高師台中学校 碧南市立棚尾小学校 |
| 視覚障害 | 2019 ～2022年度 | 名古屋盲学校 岡崎盲学校 | 大府市立石ヶ瀬小学校 安城市立桜井小学校 |
| 知的障害 | 2022年度～ | 豊川特別支援学校 | 蒲郡市立塩津小学校 |

課題

- 交流及び共同学習の推進のためには、法令等における交流及び共同学習の位置づけや実践事例についての周知を図るとともに、特別支援学校と市町村教育委員会、小中学校、高等学校の連携を強化する必要があります。
- モデル事業で得られた成果や課題をもとに、障害のある子供と障害のない子供の相互理解を深める取組を一層推進し、交流及び共同学習の機会の拡充を図る必要があります。また、特別支援学校に在籍する児童生徒とその児童生徒が居住する地域とのつながりを維持するため、居住する地域の小中学校にも籍を置く副次的な籍の活用を進める必要があります。

推進方策

- (1) 特別支援学校に在籍する児童生徒の居住地域における交流及び共同学習の在り方を研究するモデル事業を引き続き実施し、その成果を市町村教育委員会及び各学校に周知することで、地域における交流及び共同学習の充実を図ります。

* モデル事業を実施して、教育課程や指導体制の条件整備、効果的な学習支援の在り方についての研究を進めます。特に、ICT機器の活用による効果を研究し、その成果と課題を広く情報発信します。

* 病弱特別支援学校における交流及び共同学習の在り方を研究する際には、入退院を繰り返す児童生徒や在宅で療養する児童生徒に対する支援の充実とともに、特別支援学校と居住する地域の学校の両方で学びの場を確保することなど、学ぶ機会の保障に係る仕組みづくりについても検討します。

(2) 特別支援学校と市町村教育委員会、小中学校、高等学校が連携を強化し、引き続き交流及び共同学習の推進を図ります。

* 市町村教育委員会及び小中学校の特別支援教育推進者が集まる会議、学校訪問等でこれまでのモデル事業の成果を周知します。また、交流及び共同学習の法的位置づけや目的、学校で進める際の手法等への理解を深められる機会を設け、学校全体での組織的な取組につなげていきます。

* 特別支援学校と小中学校、高等学校との学校間交流の実施状況を把握し、さらに積極的な取組となるよう、連携の強化を働きかけます。

(3) 特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の小中学校にも籍を置く、副次的な籍の活用について、小中学校と特別支援学校との連携の在り方を研究するモデル事業を実施します。**新規**

* 副次的な籍を活用することの意義や目的の整理、想定される課題等への対応、特に市町村教育委員会との調整をどのように進めるのかについて、他県の取組も参考にしながら研究します。

7 ICTの有効活用

これまでの取組

児童生徒用1人1台タブレットの整備により、幼児を含めてICT機器が日常的に使用できるようになったことから、個別最適な学びと社会につながる協働的な学びの実現を目指した取組を進めています。

小中学校

児童生徒の障害の実態や特性に応じたICTの活用が進み、一人一人の困難さに合わせた工夫が行われています。

高等学校

2021年度に「愛知県内の高校に在籍する病気療養中の生徒への学習支援制度」についてのリーフレットを作成しました。これは、病気やけがで長期入院、またはその後に自宅で療養している高校生を学習面で支援し、学ぶ機会を保障する制度です。この制度により、「同時双方向のオンライン授業」「病院等への訪問教育」「コーディネーター相談窓口」を活用することが可能となりました。

また、県内唯一の病弱特別支援学校である大府特別支援学校に「医教連携コーディネーター」を配置し、生徒、保護者、学校、医療関係者等からの相談を受け、入院・療養中も学習が継続できるようにしました。合わせて大府特別支援学校に、病院や自宅にいる生徒が遠隔操作で教室内に設置したタブレットの向きを変えられることができるタブレットスタンド「Kubi」を10台配備し、高等学校への貸出しを開始しました。

特別支援学校

幼児児童生徒の障害の実態や特性に応じたICTの活用が進んでおり、タブレットの読み上げ機能や音声認識文字変換システムなどを使って、各障害に対応した授業を展開しています。オンライン会議システムによって地域の小中学校とつながる交流や共同学習なども行っています。

また、普通教室で端末の画面を拡大表示するための大型ディスプレイを各学校に配備しました。

課題

○ ICTを活用した授業方法、各障害に応じた周辺機器や学習支援ソフトを使った支援方法などについて、特別支援学校の教員だけでなく、小中学校や高等学校で特別支援教育に関わる教員も研修等で実践的に学ぶ必要があります。

※ 文部科学省の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（2023年度）において、「授業にICTを活用して指導する能力」について、「できる」「ややできる」と回答した教員の割合は73.5%であった。（全国平均78.1%）

小中学校

- 学習場面及び生活場面における障害の特性に応じたICTの活用実践事例について、特別支援教育担当者が情報共有や意見交換を行う場を設けるなど、ICTの活用のさらなる推進が必要です。

高等学校

- ICT機器を利用したオンラインでの学習支援について、ニーズを正確に把握することが課題となっています。また、教員だけでなく、生徒本人及び保護者にも周知し、開始するための手続を分かりやすく示すことが必要です。

特別支援学校

- 授業でICTをより活用するためには、タブレットや周辺機器等のハード面だけでなく、デジタル教科書や学習を支援するためのソフトなどについても、更新・整備を行う必要があります。

推進方策**小中学校**

特別支援教育に関する研修、会議等において、ICT活用の取組事例を紹介することにより、ICT活用の促進を図ります。

- * 特別支援学級担当教員スキル・アップ研修、通級指導担当者スキル・アップ研修等において、ICT活用をテーマにした研究協議を行います。
- * 交流及び共同学習の充実のためのモデル事業において、ICT活用による効果を研究します。

高等学校

(1) 生徒のニーズに基づいて、適切な学習支援を行います。

- * 生徒の状況等について、各学校からしっかりと聞き取りを行い、適切な支援の方策を提案できるよう努めます。

(2) 各学校に、ICT機器を利用したオンラインでの学習支援に関わる取組事例を紹介するとともに、生徒がオンラインでの学習支援を安定して受けられるよう、ICT環境の整備に努めます。

特別支援学校

(1) ICTによる学習支援に活用可能なソフトウェアの充実を図ります。

- * デジタル教科書の導入を推進するとともに、障害による困難さを軽減できる学習支援ソフトについても導入を検討し、個別最適な学びを実現していきます。

(2) 授業におけるICT活用に関する研修について啓発を行います。

- * 総合教育センター等と連携し、ICT活用に関する校内での研修方法について啓発していきます。

<参考>

○ 特別支援教育における障害に応じたICT活用例

視覚障害

視覚情報を音声（聴覚情報）や点字（触覚情報）に変換、視覚情報をその児童生徒の見やすい文字サイズやコントラストに変換

聴覚障害

聴覚情報（周囲の音・音声）とそれが表す意味内容などの情報を視覚化

肢体不自由

身体の動きや意思の表出の状態等に応じて適切な補助具や補助的手段を工夫

病弱

高速大容量通信ネットワークを病院や自宅等で使用できるようにした遠隔教育

知的障害

抽象的な事柄の理解と話し言葉によるコミュニケーションの代替に活用

発達障害

教科指導における読み書きや、思考の整理などにおける困難を軽減・解消

Ⅱ 幼稚園・保育所等

早期からの教育相談の充実

これまでの取組

愛知県教育委員会主催の幼児を対象とする早期教育相談、特別支援学校の体験入学について、市町村の広報紙等への掲載を依頼しており、早期教育相談は教育事務所ごとに実施しています。また、毎年度、各市町村における早期教育相談の実態を把握するための調査を行っています。

市町村教育委員会の特別支援教育推進者を対象とする研修会では、文部科学省発行の「障害のある子供の教育支援の手引」を活用し、市町村教育委員会での就学に関する事前の相談・支援の重要性について周知しています。また、教育相談の現状とよりよい在り方についての意見交換等を行っています。

幼稚園・保育所等においては、特別な支援を必要とする乳幼児やその保護者を対象とした相談支援体制を整備しています。

聾学校においては、聴覚障害児への早期教育を充実するため、聾学校幼稚部に聾幼児教育相談員を配置し、就学前教育相談及びことばの指導等を行っています。

愛知県総合教育センターにおいては、特別な支援を必要とする幼児とその保護者、幼稚園・保育所等の職員を対象とした特別支援教育に関する相談を行っています。

課題

- 特別な支援を必要とする乳幼児とその保護者が就学前の早期から教育相談を受けられる体制を、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して整備することが重要です。体制が充実してきている市町村がある一方で、まだ十分でないところもあるため、全ての市町村において早期教育相談体制をさらに充実させていくための取組が必要です。
- 難聴児の早期発見・早期療育をさらに進め、聞こえの程度に応じた支援が成長の各段階で提供され、途切れることがないように、関係者が協力して取り組む必要があります。

推進方策

- (1) 各市町村における早期教育相談の充実を促進するとともに、早期教育相談事業及び特別支援学校の体験入学を実施し、早期からの教育相談・支援体制の一層の充実に努めます。

* 市町村教育委員会の特別支援教育推進者等を対象に、「障害のある子供の教育支援の手引」に示されている就学に関する事前の相談・支援について継続的に周知し、徹底を図ります。また、早期教育相談体制が充実している市町村の事例を紹介し、各市町村の現状や課題等について協議する機会を設けるなど、早期教育相談体制の一層の充実に努めます。

- * 就学前の特別な支援の必要な子供の情報を的確に把握し、適切な相談・支援につながられるよう、愛知県教育委員会及び市町村教育委員会において、医療、福祉、保健等の関係機関とのネットワークを強化します。
 - * 幼稚園・保育所等における特別な支援を必要とする乳幼児とその保護者への相談・支援体制の充実を図り、発達段階や障害に応じた療育の在り方や遊び方の工夫等について、必要な支援・助言を行います。
 - * 愛知県総合教育センターにおいて、特別な支援を必要とする幼児とその保護者、幼稚園・保育所等の職員を対象とした特別支援教育に関する相談事業を引き続き実施します。
- (2) 難聴児に対する早期からの教育的支援を充実するため、医療、福祉等の関係機関との連携において重要な役割を果たしている聾幼児教育相談員の拡充を図ります。



「あそび」の授業場面

Ⅲ 小中学校

特別支援学級や通級指導教室の適切な配置及び運用

これまでの取組

特別支援学級や通級指導教室の適切な配置及び運用に向けて、毎年4月に実施している市町村教育委員会の特別支援教育推進者の教育支援をテーマとした研修において、特別支援学級や通級指導教室に関する法令、通知等についての周知を図っています。

また、毎年4月と8月に特別支援学級や通級指導教室の配置等についての調査を行っています。

さらに、学校訪問において、特別支援学級や通級指導教室の配置及び運用の現状に応じた助言を行っています。

課題

○ 特別支援学級や通級指導教室の配置及び運用に関する教員の理解を深めるため、特に次の2点についての周知が必要です。

- ・ 小中学校における特別な支援を必要とする児童生徒の学びの場に関する判断は、学校や市町村教育委員会が児童生徒の教育的ニーズを整理し、必要な支援の内容を検討した上で行うことが重要であること。また、その際、本人及び保護者と学校、市町村教育委員会等との合意形成を進めることが重要であること。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じた指導の充実を図ったり、教育的ニーズの変化を把握したりする過程において、関係者による会議等を行い、学びの場の柔軟な見直しに努める必要があること。

推進方策

特別支援学級、通級指導教室の適切な配置及び運用に取り組む小中学校や市町村教育委員会を支えるための取組を進めます。

- * 市町村教育委員会及び小中学校の特別支援教育推進者が集まる会議、学校訪問等において、文部科学省発行の「障害のある子供の教育支援の手引」及び同省通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」に関し、引き続き周知を図ります。
- * 愛知県教育委員会発行の「特別支援学級を担当する教師と管理職のためのガイドブック」等を活用し、特別な教育課程の考え方や編成の手順等についての教員の理解を深め、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援・指導を進めます。

* 小中学校や市町村教育委員会等が実施する特別支援教育に関する様々な研修や各種事業を通じて、全ての教員が特別支援教育に関する認識や理解を深めることができるよう努めるとともに、特別支援学級・通級指導教室の適切な配置及び運用を推進します。



「国語」の授業場面

IV 高等学校

通級による指導の充実

これまでの取組

2017年度に「特別支援教育モデル事業」として、「高等学校における通級による指導の制度化へ向けた研究」を開始しました。これにより、学校数を年度ごとに1校ずつ増やし、2023年度には県立高等学校6校において、通級による指導を実施しています。

<県立高等学校における通級による指導の実施校数及び指導対象生徒数の推移>

| 年 度 | 実施校数 | 指導対象生徒数 |
|--------|------|---------|
| 2017年度 | 1校 | 2人 |
| 2018年度 | 1校 | 2人 |
| 2019年度 | 2校 | 4人 |
| 2020年度 | 3校 | 29人 |
| 2021年度 | 4校 | 41人 |
| 2022年度 | 5校 | 42人 |
| 2023年度 | 6校 | 44人 |

課題

- 通級による指導を実施している県立高等学校では、人事交流により県立高等学校に配属となった特別支援学校の教員を中心として、全ての教員の指導力の向上を図るとともに、学校全体で通級による指導に取り組む必要があります。
- 通級による指導を開始する際に、指導の方針や進め方を明確にし、各実施校においてスムーズに指導できるようにする必要があります。
- 研究校における通級による指導の研究成果を踏まえ、地域バランス等を考慮しながら、通級による指導を実施する県立高等学校の拡大を検討する必要があります。

推進方策

(1) 通級による指導を実施している県立高等学校において、授業研究や研究協議を実施することで、通級による指導の充実を図ります。 **新規**

- * 通級による指導を実施している県立高等学校において、通級による指導担当者会や研修会を実施し、各学校の授業における課題や改善に向けた取組についての情報共有と研究協議を行います。

- (2) 通級による指導を実施している県立高等学校の指導担当教員を中心とするプロジェクトチームを作り、通級による指導を新たに開始する際に各学校が参照できる手引き等の作成について検討します。**新規**
- (3) 地域バランスや教育課程を考慮しながら、通級による指導を実施する県立高等学校を順次増やしていきます。また、県立高等学校における通級による指導の円滑な実施に向けて、必要な環境等の整備に努めます。
- * 通級による指導のニーズを把握し、実施する県立高等学校を順次増やすとともに、国の定数改善に沿って通級による指導担当教員の加配等を行います。
- * 県立高等学校における支援・指導の充実が図られるよう、特別支援学校との教員の人事交流を活用して、校内の支援体制作りに努めます。

V 特別支援学校

I 外国人等の語学支援の必要な幼児児童生徒への対応

これまでの取組

本県の日本語指導が必要な外国人児童生徒数は全国最多(10,749人:2021年5月現在)であり、今後も増加が見込まれています。

特別支援学校においても、外国人等の語学支援の必要な幼児児童生徒や保護者の増加と、多言語化が進んでいます。

こうした状況を踏まえ、授業における幼児児童生徒への語学支援や保護者懇談会における通訳、配付文書の翻訳などの支援を行うため、2019年度から外国人幼児児童生徒教育支援員(以下「外国人教育支援員」)を配置しています。

また、2019年度から語学支援の必要な幼児児童生徒数の多い学校に小型通訳機を配備し、外国人教育支援員が支援できない緊急時や校外での活動時にも、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにしています。

<外国人教育支援員の配置状況>

| 年 度 | 支援実施校数 | 幼児児童生徒数 | 外国人教育支援員 | 配置時間総数 |
|--------|--------|---------|----------|---------|
| 2019年度 | 15校 | 66人 | 22人 | 1,115時間 |
| 2020年度 | 18校 | 79人 | 25人 | 1,320時間 |
| 2021年度 | 22校 | 97人 | 31人 | 1,327時間 |
| 2022年度 | 24校 | 144人 | 38人 | 1,427時間 |

(各年度3月現在)

<小型通訳機の配備状況>

| 年 度 | 配備校数 | 配備台数 |
|--------|------|------|
| 2019年度 | 2校 | 6台 |
| 2020年度 | 2校 | 6台 |
| 2021年度 | 11校 | 17台 |
| 2022年度 | 11校 | 15台 |

課題

- 特別支援学校では、日常的に保護者との連絡や連携が欠かせないことから、通訳や翻訳によって保護者との情報共有を図ることが重要です。
- ポルトガル語、フィリピン語、スペイン語、中国語に加え、ベトナム語、ネパール語、ペルシャ語など、多言語化が進んでいることから、さらなる語学支援が必要となっています。

＜語学支援が必要な幼児児童生徒数及び必要時間数＞ (単位：人、時間)

| | 年 度 | ※ | | | | | 計 |
|---------------|--------|--------|-----------------|-------|-----|-----|-------|
| | | ポルトガル語 | フィリピン語 タガログ語 | スペイン語 | 中国語 | その他 | |
| 対象幼児 児童生徒数 | 2018年度 | 58 | 13 | 15 | 2 | 13 | 101 |
| | 2019年度 | 70 | 16 | 21 | 2 | 9 | 118 |
| | 2020年度 | 78 | 17 | 21 | 5 | 10 | 131 |
| | 2021年度 | 75 | 14 | 19 | 3 | 10 | 121 |
| | 2022年度 | 91 | 18 | 19 | 3 | 16 | 147 |
| 必要時間数 | 2018年度 | 1,699 | 389 | 338 | 58 | 419 | 2,903 |
| | 2019年度 | 1,968 | 312 | 490 | 60 | 215 | 3,045 |
| | 2020年度 | 2,335 | 280 | 524 | 70 | 254 | 3,463 |
| | 2021年度 | 2,319 | 222 | 437 | 75 | 245 | 3,298 |
| | 2022年度 | 2,066 | 270 | 316 | 95 | 457 | 3,204 |

※ その他：ベトナム語、ネパール語、ペルシャ語、英語
(県立特別支援学校に対する調査 各年度5月1日現在)

推進方策

外国人等の語学支援の必要な幼児児童生徒への支援体制のさらなる充実を図ります。

- * 必要な支援の状況に応じて、特別支援学校への外国人教育支援員の配置や小型通訳機の配備に努めます。
- * 外国人教育支援員等の通訳や翻訳によって、保護者と十分にコミュニケーションをとり、日常的に必要な情報共有を行うとともに、保護者の思いなどを個別の教育支援計画に反映させていきます。
- * 外国人等の語学支援の必要な幼児児童生徒の保護者に配付する就学や就労支援などの各種案内について、多言語による情報提供に努めます。**新規**

2 児童生徒の心のケアの充実

これまでの取組

特別支援学校においても、心の問題や家庭環境等の複雑な背景を抱える児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境に働きかけ、問題の解決に向けた支援が必要です。

そのため、2019年度から特別支援学校を担当するスクールカウンセラーを拠点校に1人配置し、2022年からは5人に拡大しています。また、スクールソーシャルワーカーも2019年から配置し、2021年からは2人に拡大しています。

スクールソーシャルワーカーの配置校にスクールカウンセラーも配置することにより、それぞれの専門性を生かしつつ、相談内容によって連携が図られるようにしています。

なお、2022年度から法律の専門家であるスクールロイヤーを任用し、法的な観点からの学校に対する支援の充実を図っています。

<スクールカウンセラーの配置>

| 2018年度以前 | 特別支援学校への単独配置なし |
|-------------|----------------|
| 2019～2020年度 | 1人 |
| 2021年度 | 2人 |
| 2022年度 | 5人 |

<スクールソーシャルワーカーの配置>

| 2018年度以前 | 特別支援学校への単独配置なし |
|-------------|----------------|
| 2019～2020年度 | 1人 |
| 2021～2022年度 | 2人 |

<スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの相談件数> (単位：件)

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|
| スクールカウンセラー | 486 | 334 | 519 | 1,098 |
| スクールソーシャルワーカー | 178 | 136 | 237 | 297 |

課題

- 特別支援学校には、障害に起因する悩みを抱える児童生徒、人間関係や生活環境の困難さから自分の将来に不安を抱える児童生徒が多数在籍しているため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の必要性が一層高まっています。
- 特別支援学校に配置しているスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは、各学校からの相談要請への対応で多忙となっており、児童生徒の心のケアの充実やトラブル等の未然防止のために、定期的な巡回をすることが難しい状況となっています。

- 近年、いじめ、不登校、心のケアに関するトラブル等が複雑化しており、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーによる支援に加え、法的な観点からのサポートの必要性がさらに高まっています。

推進方策

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーによる児童生徒の心のケアや学校に対する支援の充実を図ります。

- * スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの拠点校への配置を拡充し、学校からの要請に応じた相談活動に加え、定期的な巡回による児童生徒の心のケアの充実を図ります。
- * スクールロイヤーを活用することにより、いじめ、不登校、心のケアに関するトラブル等の未然防止及び発生後の迅速な解決に向け、法的な観点からの学校に対する支援の充実を図ります。

3 外部専門家の活用

これまでの取組

特別支援学校においては、障害の重度・重複化、多様化が進んでおり、そうした幼児児童生徒が自立と社会参加をしていくためには、特別支援学校に蓄積されたノウハウだけに頼るのではなく、医療、療育の分野や訓練法などに高い専門的知識をもつ外部の専門家や、関係機関と緊密に連携し、支援内容や方法の充実を図る必要があります。

家庭においても、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）、歩行訓練士等の専門家を活用する場合があります。保護者からは、特別支援学校における自立活動の時間においても、外部の専門家による専門性の高い支援を求める声が強くなっています。

こうした状況を踏まえ、2023年度から各学校が必要とする専門家を年6回派遣し、自立活動等での適切な支援・指導とその体制について、指導・助言を受けられるようにしています。

課題

○ 特別支援学校の教員が、専門的な知識や技能をさらに高めるためには、外部の専門家や関係機関と緊密に連携し、常に最新の知識や技能を得ながら教育を行うことが必要です。

推進方策

(1) 各特別支援学校において外部の専門家を活用し、学校全体の専門性を高め、指導内容・方法の充実を図ります。

* 作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、歩行訓練士等、各特別支援学校が必要とする専門家の活用及びさらなる充実について検討します。

(2) 外部の専門家との緊密な連携によって、教員の専門性を高め、支援・指導の充実を図ります。

* 外部の専門家を講師とする校内外の研修を推進します。